

2007年11月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2007年10月31日付けで諮問（第279号）された老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療に関する事務及び当該事務の神奈川県後期高齢者医療広域連合への移管に伴う事務に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性は、「3 審議会の判断理由」の(1)に述べるところにより認められる。
- (2) 条例第10条第5項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」の(2)に述べるところにより認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外

のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

平成19年5月10日開催の藤沢市個人情報保護制度運営審議会において、平成20年4月1日から始まる後期高齢者医療制度に関わる業務について、諮問をしたが、資格異動による修正業務、相談業務、受付業務を行うに当たり、神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）からの端末機で、資格台帳の確認、医療給付情報の確認、被保険者証の即時交付希望者の申請情報の登録を行うことが出来るようになる。

そこで今回は、①資格台帳及び医療給付情報を確認すること、②申請情報を広域連合の管理台帳に登録することについては速やかに処理するため、コンピュータによる処理が必要であるため諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

広域連合では被保険者番号の設定・管理、資格台帳の作成、医療給付情報の管理を行っている。資格異動による修正や相談、受付業務を行うためには、広域連合からの端末機で資格台帳や医療給付情報の確認を行う必要がある。

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

資格・医療給付情報の確認を行う対象者があらかじめ特定できないため、すべての対象者の情報が必要となり、約3万3千人と膨大であり、それに対する通知に要する費用と事務量が過分になり、事務処理の効率が著しく損なわれるため、個別の通知を省略することとする。

なお、このことについては、広報ふじさわで周知する。

(4) コンピュータ処理について

広域連合では、資格情報・医療給付情報の管理を行っている。相談・受付業務に際しては、速やかに処理する必要があるため、オンラインでのコンピュータ処理が必要である。また、被保険者証の即時交付希望者の申請情報についても速やかに処理を行う必要があるため、オンラインでのコンピュータ処理をする必要がある。

(5) 本人以外から収集する個人情報及びコンピュータ処理する個人情報

資格台帳（氏名、被保険者番号、性別、生年月日、住所、個人番号、世帯番号、国籍資格取得日及び喪失日、住民年月日、異動年月日）及び医療給付（氏名、被保険者番号、診療月、入通院、診療科目、給付点数（金額）、受診医療機関名、受診日数等）の情報を広域連合から提供を受ける。

(6) 安全対策

安全対策として、条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に準じ、広域連合に対し

必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行う。

なお、広域連合では、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護、適正な取り扱いについて努めている。

また、本システムについては、広域連合との専用ネットワークを使用するため、外部からはアクセスすることができず、個人情報の漏洩について防止している。さらにシステムの操作については、操作者はID、パスワードを設定するとともに医療予防課担当職員に限定する。

(7) 実施時期について

ア 資格情報は、2007年11月下旬予定。

イ 申請情報入力は、2008年4月1日以降。

ウ 医療給付情報は、2008年6月1日以降。

(8) 提出資料

ア 後期高齢者医療制度の概要

イ システム全体概要図

ウ 資格管理システムの処理概要図

エ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 本人以外のものから収集する必要性について

広域連合では被保険者番号の設定・管理、資格台帳の作成、医療給付情報の管理を行っている。資格異動による修正や相談、受付業務を行うためには、広域連合からの端末機で資格台帳や医療給付情報の確認を行う必要がある。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集する必要性があると認められる。ただし、本人以外のものから収集する個人情報は、上記修正・相談・受付に係る業務に必要なものに限り、当該修正・相談・受付に係らない者の個人情報は収集しないことを条件とするものである。

(2) 本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略することの合理的理由について

資格・医療給付情報の確認を行う対象者があらかじめ特定できないため、すべての対象者の情報が必要となり、約3万3千人と膨大であり、それに対する通知に要する費用と事務量が過分になり、事務処理の効率が著しく損なわれるため、個別の通知を省略することとする。

なお、実施機関では、このことについて広報ふじさわで周知することとしている。

以上のことから判断すると、本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。ただし、対象者が高齢であることから、広報ふじさわに掲載する周知文をわかりやすい文章にすることを条件とするものである。

(3) コンピュータ処理をする必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

広域連合では、資格情報・医療給付情報の管理を行っている。相談・受付業務に際しては、速やかに処理する必要があるため、オンラインでのコンピュータ処理が必要である。また、被保険者証の即時交付希望者の申請情報についても速やかに処理を行う必要があるため、オンラインでのコンピュータ処理をする必要がある。

以上のことから判断すると、個人情報データをコンピュータ処理する必要があると認められる。

イ 安全対策について

安全対策として、条例第16条（委託に伴う手続き）及び藤沢市コンピュータシステム管理運営規程第25条（外部委託）の規定に準じ、広域連合に対し必要な対策を義務づけ、実施状況の確認を行う。

なお、広域連合では、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を制定し、個人情報の保護、適正な取り扱いについて努めている。

また、本システムについては、広域連合との専用ネットワークを使用するため、外部からはアクセスすることができず、個人情報の漏洩について防止している。さらにシステムの操作については、操作者はID、パスワードを設定するとともに医療予防課担当職員に限定する。

以上より、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上